

家族経営協定って何？

我が国の農業は家族単位で農業を営む家族経営がほとんどですが、家族による農業経営は家族ならではの良い点もあれば悪い点もあります。

家族経営協定とは、家族経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて家族間の十分な話し合いに基づき取り決めを行うものであります。

下野市では現在128組(南河内地区57組・石橋地区29組・国分寺地区42組)の方が家族経営協定を締結し、締結後は積極的に農業経営に参画、経営に関する自分の考え方を提案して農業経営の効率化を図っています。

農業に従事する配偶者や後継者も一般企業に勤める者と同じように決まった日の給料や休日の取得など「農業が魅力的でやり甲斐のあるもの」にするために、家族みんなでこれからの将来について話し合う機会をつくってみてはいかがでしょうか。

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金
【愛称】

農業者年金

現在の農業者年金は以前の制度の問題点を大きく見直し、平成14年1月から始まった新しい制度です。特徴は以下のとおりです。



自ら積み立てた保険料とその運用益により将来の年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」のため、加入者や受給者の人数に影響を受けにくい制度です。

年金は生涯支給されます。また、80歳前に亡くなった場合も80歳までに支払われる年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

保険料は月額2万円から6万7千円までの範囲内であれば、千円単位で選択できます。状況に併せて保険料を増減することや、加入、脱退することも自由にできます。

公的年金のため、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

● 農業者年金には、以下の条件にすべて当てはまる方であればどなたでも加入できます。 ●

- 1 20歳以上・60歳未満** **2 国民年金第1号被保険者** **3 年間60日以上農業に従事される方**

農業者年金についてのご相談はお近くの農業委員もしくは農業委員会事務局までご連絡ください。

農業委員会 事務局

「曇天でも彼岸まで」と言われ、春の花々が咲くこの時期は桜の開花も気になるころであります。花どきは気候不順とか、お体十分お気をつけください。

編集後記

■経営改善に役立つ情報をお届けします■

全国農業新聞

この国の農と食を農家のみなさんに伝えます

毎週金曜日発行 一月600円

R100

古紙回収率100%を使用しています。